様式第7号(第13条関係)

　　年　　月　　日

(宛先)桐生市長

申請者　〒　　　　―

住　所

氏　名

電　話

※日中に連絡可能な連絡先をご記入ください。

きりゅう暮らし応援事業(空き家利活用助成)補助金完了報告書

　　　　年　　月　　日付け桐　指令第　　　号をもって交付決定のあった標記の補助事業が完了したので、桐生市補助金の交付に関する規則第8条及びきりゅう暮らし応援事業(空き家利活用助成)補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工事完了日 | | 年　　　　月　　　　日 | |
| 申請の形態 | | □所有者がリフォーム　□リフォームして貸す　□借りてリフォーム | |
| 物件所在地番(空き家) | | 桐生市　　　　　町 | |
| 空き家の所有者 | | 住所  ※登記簿上の所有者を記入  所有者が死亡している場合は、氏名の後に(亡)と記入  氏名 | |
|  | 申請者との関係 | □本人　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）  (現住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) | |
| 空き家への入居者 | | 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　他　　　　　名  世帯：□本人　□配偶者　□子　　人　□その他(　　　　　)　　人 | |
|  | 申請者との関係 | □本人　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）  (現住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) | |
| 住民票移動 | □有(　　　　　年　　　　月　　　　日　済み・予定) 　　□無 | |
| 住宅の種類 | | 一戸建て住宅 (□専用住宅・□併用住宅　種類：　　　　　　　)  □長屋住宅(区分所有) 　　　□マンション | |
| 全体工事費 | | 金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円(消費税込) | |
| 補助金額 | | | 金　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

※太枠部分は記入しないでください。

■**市外からの移住者が耐震有の物件をリフォームした場合**は、以下に記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 補助対象経費（見積額） | 金　　　　　　　　　　　　円（消費税込） |
| ② | 補助金申請額  ①×2/3（1,000円未満切捨て） | 金　　　　　　　　　　　　円  　　　　　　　　　　　　　　　※上限100万円 |

■**その他の物件をリフォームした場合**は、以下に記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 補助対象経費（見積額） | 金　　　　　　　　　　　　円（消費税込） | |
| ② | 基本補助額  ①×30/100（1,000円未満切捨て） | 金　　　　　　　　　　　　円  　　　　　　　　　　　　　　　※上限20万円 | |
| ③ | 加算補助額  （1）+（2）+（3）+（4）+（5） | 金　　　　　　　　　　　　円 | |
|  | （1）移住加算 | □無  □有（40万円） | 円 |
|  | （2）子ども加算 | □無  □有（　　人×20万円） | 円 |
|  | （3）性能向上加算 | □無  □有（10万円） | 円 |
|  | （4）空き家・空き地バンク加算 | □無  □有（20万円） | 円 |
|  | （5）ファミリー加算 | □無  □有（15万円） | 円 |
| ④ | 算定額　②+③ | 金　　　　　　　　　　　　円 | |
| ⑤ | 補助金申請額  ※④と70万円のうちいずれか低い額  上限①×50/100（1,000円未満切捨て） | 金　　　　　　　　　　　　円 | |

■今後の予定も含めた他の補助金の申請状況について(該当事項にチェックしてください。)

|  |  |
| --- | --- |
| 他の補助金の利用の有無 | □住宅取得応援事業補助金　　　□住宅リフォーム補助金  □木造耐震改修事業補助金　　　□桐生市空き店舗活用・新店舗開設  □空き家除却助成補助金　　　　□移住支援金  □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)  □無 |

■添付書類(各1部提出すること。)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 必須 | □領収書の写し | 任意様式 |
| □工事施工中及び完了後の写真 | 任意様式 |
| □工事請負契約書又は請書(写し) | 任意様式 |
| 必要に応じて添付 | □移住加算補助がある場合は利活用者の住民票の写し(変更がある場合に限る。) |  |
| □検査済証の写し(建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認申請を行った場合) |  |

注意事項

* 提出いただいた申請書類・添付書類は返却しません。
* 提出いただいた書類の内容について、追加資料をお願いする場合があります。
* 記載事項等に虚偽があった場合、事業開始後であっても決定を取り消します。